

### 第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

#### 1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいう。

##### ア 機能従属

令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、防火対象物の主たる用途に供される部分(第3-3表(イ)欄に掲げるもので、これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分(第3-3表(ロ)欄に掲げるもので、これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で、第3-1表の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

第3-1表

条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分について管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一年であること。	<p>a 「主用途部分」とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。</p> <p>b 「管理権原を有する者と同一年である」とは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたって一般的に権限を行使できる者が同一年であることをいう。</p>
(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一年であるか又は密接な関係を有すること。	<p>a 「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一年である」とは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、概ね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第3-3表(ロ)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。</p> <p>(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。</p> <p>(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。</p>

	b 「従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有する」とは、従属的な部分が、主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、概ね前 a (a) 及び (b) に該当し、かつ、第 3-3 表 (ロ) 欄の用途に供されるもの (これらに類するものを含む。) であること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	「従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一である」とは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間 (残務整理等のための延長時間を含む。) とほぼ同一であることをいう。

#### イ みなし従属

主用途部分の床面積の合計 (他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。) が当該防火対象物の延べ面積の 90% 以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 未満である場合における当該独立した用途 (令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは (6) 項イ (1) から (3) まで若しくはロに掲げる防火対象物又は (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。) の用途を除く。) に供される部分。

なお、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 令第 1 条の 2 第 2 項に規定する「2 以上の用途」とは、令別表第 1 の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ、ハ又はニの細項目を異にする場合も含まれること。

なお、令別表第 1 (6) 項イにおける (1) から (4) まで並びに (6) 項ロ及びハにおける (1) から (5) までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類 (以下「詳細分類」という。) を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2 以上の用途」とすべきものではなく、一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(6) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第 8 条に定める区画 (以下「令 8 区画」という。) の有無を考慮しないものであること。

## 2 一般住宅の用途に供する部分が存する防火対象物

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。（第3－2表参照）

### （1）一般住宅に該当する場合

令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

### （2）令別表防火対象物に該当する場合

令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物に該当するものであること。

### （3）複合用途防火対象物に該当する場合

ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

なお、「おおむね等しい」とは、一般住宅の床面積の合計と令別表防火対象物の床面積の合計との差異が、当該防火対象物の延べ面積の5%以下のものをいう。

第3－2表

項 目		判 定
(1)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">&gt;</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">令別表防火対象物 (50㎡以下)</div> </div>	一般住宅
(2)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">&lt;</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">令別表防火対象物</div> </div>	令別表防火対象物
(3)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="width: 30px; text-align: center;">ア</div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">&gt;</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">令別表防火対象物 (50㎡超)</div> </div> </div>	複合用途防火対象物
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="width: 30px; text-align: center;">イ</div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">≒</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">令別表防火対象物</div> </div> </div>	

【備考】

- ① 一般住宅は、前1.(2).アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積の合計と令別表防火対象物の床面積の合計で用途を決定すること。

3 複合用途防火対象物

(1) 特定用途部分の取り扱い

前1.(2)又は(5)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものにあっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものは除く。)。この場合、当該特定用途部分は、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うものであること。(第3-1図参照)

- ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。
- イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

4 F	(5)項ロ 500㎡		延べ面積 2,000㎡ ●特定用途部分以外の部分 (5)項ロ及び(15)項 $1,500㎡ + 350㎡ = 1,850㎡ (92.5%)$ ●特定用途部分 (4)項 150㎡(7.5%) < 300㎡ よって、(16)項ロとなる。
3 F	(5)項ロ 500㎡		
2 F	(5)項ロ 500㎡		
1 F	(15)項 350㎡	(4)項 150㎡	

第3-1図

(2) 小規模特定用途複合防火対象物の取り扱い

令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物となるもののうち、特定用途部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の1/10以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。(第3-2図参照)

4 F	(5)項ロ 500㎡			延べ面積 2,000㎡ ●特定用途部分 (4)項及び(6)項ロ等 $50㎡ + 100㎡ = 150㎡ (7.5%) < 300㎡$ よって、小規模特定用途複合防火対象物となる。
3 F	(5)項ロ 500㎡			
2 F	(5)項ロ 500㎡			
1 F	(5)項ロ 350㎡	(4)項 50㎡	(6)項ロ等 100㎡	

第3-2図

※(6)項ロ等とは、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分をいう。

(3) 令8区画の取り扱い

令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、区画された部分ごとに前1.(2).イ及び前(1)を適用するものであること。

#### 4 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅

(1) 次のア及びイに該当するものは、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。）として取り扱うものとする。

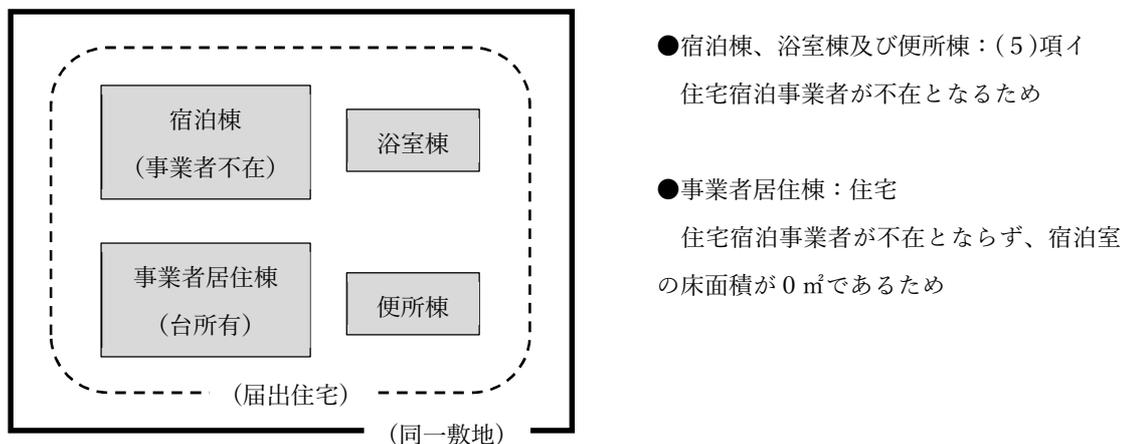
ア 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（以下「届出住宅」という。）であること。

イ 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が不在とならない旨の届出が行われたもので、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であること。

※「宿泊室の床面積」とは、宿泊者が就寝するために使用する室の面積（宿泊室内にある押し入れ、床の間、浴室、便所は含まない。）をいう。

(2) 届出住宅が一部に存する共同住宅等（令別表対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。）については、当該届出住宅（住戸）ごとに用途を判定した上で、前1から3までにより、棟ごとにその用途を判定すること。

(3) 同一敷地内に複数の棟があり、これら複数の棟を一の届出住宅として届出された場合は、棟ごとに前(1)を適用するものであること。（第3-3図参照）



第3-3図

第3-3表

(1)項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		
定義	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び宮繕のための作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	密接な関係を有する部分 展示博物館、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
該当用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席、音楽ホール、サーカス小屋		
補足事項	1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。		

(1)項ロ	公会堂又は集会場		
定義	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他前(1)項イを準用する。	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	密接な関係を有する部分 展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
該当用途例	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館、地域のコミュニティセンター、結婚式場、葬儀場		
補足事項	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯乐的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。		

(2)項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの		
定義	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食させる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものをいう。		

主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、クローク	密接な関係を有する部分
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ等		
補足事項	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 m<sup>2</sup>以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の 1/5 以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は、16.5 m<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。</p>		

(2)項ロ	遊技場又はダンスホール		
定義	<p>1 遊技場とは、施設を設けて客に囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボウリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	密接な関係を有する部分 サウナ室、体育館
該当用途例	ボウリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設（個室においてサービスを提供するものを除く。）		
補足事項	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、概ね 100 m<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場が概ね 66 m<sup>2</sup>以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p>		

(2)項ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
定義	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれない。</p> <p>2 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 令別表第 1(4)項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗。いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）。</p> <p>(2) 異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、通機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、売店、クローク	密接な関係を有する部分
該当用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、レンタルルーム（異性同伴）、セリクラ		
補足事項	<p>1 店舗型性風俗特殊営業のうち、ソープランド（令別表第 1(9)項イ）、ストリップ劇場（令別表第 1(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（令別表第 1(5)項イ）、アダルトショップ（令別表第 1(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（令別表第 1(2)項ニ）等、既に令別表第 1(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項として取り扱わないものであること。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>		

(2)項ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの		
定義	<p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものとは、次の（１）から（３）までに掲げるものをいう。</p> <p>（１）個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>（２）風営法第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和 59 年政令第 319 号)第 2 条第 1 号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		厨房、専用駐車場、シャワー室	
該当用途例	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これらに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ		
補足事項	<p>1 一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないものであること。</p> <p>2 個室は、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切等による個室に準じた閉鎖的なスペースも含むものであること。</p> <p>3 用途の判定に際して、届出や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。</p>		

(3)項イ	待合、料理店その他これらに類するもの		
定義	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー	
該当用途例	茶屋、料亭、割烹		

(3)項ロ	飲食店		
定義	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室
該当用途例	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス（興行場法の適用を受けないもの）、披露宴会場		
補足事項	<p>1 飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聴かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>		

(4)項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		
定義	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	密接な関係を有する部分 催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室
該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、中古車販売店、携帯電話販売ショップ、営業用給油取扱所		
補足事項	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。 3 卸売問屋は、原則として本項に該当する。 4 店頭にて商品を販売する質屋、ピザ屋及びペットショップ等は本項に該当する。		

(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		
定義	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、社会実態等の変化に伴い、レンタルルーム等主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 娯楽室、バー、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	密接な関係を有する部分 宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式の形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室
該当用途例	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象であるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用対象であるもの）		
補足事項	1 旅館業法の適用対象となる施設（第2条第5項に規定される下宿営業を除く。）が本項に該当するものであること。 2 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものが含まれるものであること。 3 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。 4 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 5 その他これらに類するものに該当するか否かの判定については、次の（1）から（4）までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能かどうかにより判定すること。 （1）不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 （2）ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 （3）深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 （4）施設利用に対して料金を徴収していること。 6 令別表第1(6)項イ、ロ及びハ、(9)項イ、(11)項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、原則として本項に掲げる防火対象物として取り扱わないこと。		

(5)項口	寄宿舎、下宿又は共同住宅		
定義	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部を有するもの）をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
該当用途例	寮、事業所専用のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス）、児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業による自立援助ホーム、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所（旅館業法の適用を受けないものに限る。）		
補足事項	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。 3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 4 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）は、一般的には本項に該当するが、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、令別表第1（6）項口又はハに掲げる防火対象物として取り扱うこと。		

(6)項イ	(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） 1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）1において同じ。）を有すること。 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	
	(2)	次のいずれにも該当する診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
	(3)	1 病院（（1）に掲げるものを除く。）	
		2 患者を入院させたための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。） 3 入所施設を有する助産所	
(4)	1 患者を入院させるための施設を有しない診療所		
	2 入所施設を有しない助産所		
定義	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有しないものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室

該当用途例	<p>病院、クリニック、介護医療院</p>
<p>補足事項</p>	<p>1 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時に延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいうものであること。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>2 前1の「体制」とは、前1(1)による職員の総数の要件及び前1(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。</p> <p>(例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。</p> <p>3 前1(1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定すること。</p> <p>4 前1(1)及び(2)の「職員の数」は、原則として棟単位で算定するものであるが、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切に対応できると認められる場合は、当該職員を「職員の数」に含めて算定しても差し支えない。</p> <p>5 前1(1)の「病床数」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条に規定する病床数(以下「許可病床数」という。)をいうものであること。</p> <p>6 前1(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度または短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。</p> <p>なお、宿直勤務は単なる夜間勤務とは異なり、労働基準法上の例外的取扱いによるものであるため、所轄労働基準監督署長の許可が必要であること。</p> <p>7 令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に規定する「特定診療科名」は、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) (1)の診療科名と次に掲げる事項とを組み合わせたもの</p> <p>ア 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であって、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であって、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ウ 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>エ 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であって、厚生労働省令で定めるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科</p> <p>ただし、前アに掲げる事項(身体や臓器の名称)については、外科のうち肛門及び乳腺のみが該当し、前ウに掲げる事項(診療方法の名称)については、外科のうち形成及び美容のみが該当する。前ア及びウに掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名(例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。)として取り扱う。</p> </div> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と次に掲げる事項とを組み合わせたもの</p> <p>ア 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの</p>

	<p>8 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>9 医療法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 36 号。以下「改正令」という。）による改正前の医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 2 に規定されていた診療科名については、改正令附則第 2 条の規定により改正令施行後も当該診療科名を引き続き標榜できることとなっているが、当該診療科名のうち、改正令による改正後の医療法施行令第 3 条の 2 に規定されていない診療科名は、皮膚泌尿器科及びこう門科を除き、特定診療科名とみなすこと。</p> <p>10 麻酔科を標榜する場合は、標榜している診療科名のうち、麻酔科以外の診療科名により判断すること。</p> <p>11 令別表第 1（6）項イ（2）に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4人以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療日数で除した値をいう。）が1未満のものにあっては、「4人以上の患者を入院させるための施設」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>12 同一敷地内に令別表第 1（6）項イ（1）に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令第 32 条を適用して同表（6）項イ（4）に掲げる防火対象物に準じて取り扱って差し支えない。</p> <p>13 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p> <p>14 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれないものであること。</p> <p>15 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、（5）項ロ又は（7）項の用途に供するものとして取り扱うものであること。</p>
--	---

(6)項ロ	(1)	1 老人短期入所施設
		2 養護老人ホーム
		3 特別養護老人ホーム
		4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）
		5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）
		6 介護老人保健施設
		7 老人短期入所事業を行う施設
		8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）
		9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
		10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。
	(2)	救護施設
	(3)	乳児院
	(4)	障害児入所施設
	(5)	1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
		2 障害者の短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
		3 障害者の共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
定 義	(1)	<p>1 老人短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 3）</p> <p>2 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 4）</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があ</p>

	<p>るために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 5)</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が 3 以上の者（以下「要介護状態区分 3 以上の者」という。）の割合が、施設全体の定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。(老人福祉法第 20 条の 6)</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護状態区分 3 以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上であるものをいう。(老人福祉法第 29 条)</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第 94 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。(介護保険法第 8 条第 28 項)</p> <p>7 老人短期入所事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。(老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項)</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65 歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として複数の要介護状態区分 3 以上の者を 1 月あたり 5 日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。(老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項)</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うための施設をいう。(老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項)</p> <p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6) 項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護状態区分 3 以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上であるもの。</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6) 項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として複数の要介護状態区分 3 以上の者を 1 月あたり 5 日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。</p>
(2)	<p>救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第 38 条第 2 項)</p>

	(3)	乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 37 条）
	(4)	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 42 条）
	(5)	<p>1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 B 型）を行う施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条第 4 項に規定する障害支援区分が 4 以上の者（以下「障害支援区分 4 以上の者」という。）が定員の 8 割を超えるものをいう。（障害者総合支援法第 5 条第 11 項）</p> <p>2 障害者短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分 4 以上の者が定員の 8 割を超えるものをいう。（障害者総合支援法第 5 条第 8 項）</p> <p>3 障害者共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分 4 以上の者が定員の 8 割を超えるものをいう。（障害者総合支援法第 5 条第 17 項）</p>
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、専用駐車場
補足事項		<p>1 (6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」における入居の状況について、利用者の入れ替わり等の事情により用途が定まらない場合には、要介護状態区分 3 以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上である状態が 1 ヶ月に 5 日以上である場合に、(6)項ロ(1)として判定すること。</p> <p>2 (6)項ロ(1)又はハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、お泊まりデイサービスを行う事業所（介護保険制度外の自主事業として、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する事業所をいう。）や介護保険法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスを行う施設等が該当するものであること。これらの用途判定については、入居又は宿泊の実態に応じ、定義 10.(1)又は(2)により行うこと。 なお、お泊まりデイサービスを行う事業所とは、介護保険制度外の自主事業として、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する事業所をいい、複合型サービスとは、介護保険法施行規則第 17 条の 12 の規定において、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスを行うものをいうものであること。</p> <p>3 一の防火対象物に令別表第 1(6)項ロ及びハ（通所施設に限る。）が混在する場合は、福祉サービスの提供の場である浴室、食堂等を専用とする場合は令別表第 1(16)項イとして取り扱い、共用とする場合は令別表第 1(6)項ロとして取り扱うこと。</p> <p>4 通常のマンション等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合には、令別表第 1(5)項ロに該当するものであること。 また、サービス付き高齢者向け住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、令別表第 1(6)項ロ又はハに該当するものであること。</p> <p>5 共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 210 条第 2 項に規定するサテライト型住居をいう。）については、(5)項ロとして取り扱うこと。</p> <p>6 小規模なグループによる養育を行うために乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケアについては、本体施設と同じ用途として取り扱うこと。</p>

	7 小規模住居型児童養育事業については、養育者の住居等において養育を行う事業であることから、(5)項口として取り扱う。ただし、専ら乳幼児の養育を常態とする場合は、(6)項口(3)又はハ(3)として取り扱うこと。
--	---

(6)項ハ	(1)	1 老人デイサービスセンター	
		2 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）	
		3 老人福祉センター	
		4 老人介護支援センター	
		5 有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）	
		6 老人デイサービス事業を行う施設	
		7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）	
		8 その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの。	
	(2)	更生施設	
	(3)	1 助産施設	
		2 保育所	
		3 幼保連携型認定こども園	
		4 児童養護施設	
		5 児童自立支援施設	
		6 児童家庭支援センター	
		7 一時預かり事業を行う施設	
		8 家庭的保育事業を行う施設	
		9 その他これらに類する施設	
	(4)	1 児童発達支援センター	
		2 児童心理治療施設	
		3 児童発達支援を行う施設	
		4 放課後等デイサービスを行う施設	
	(5)	1 身体障害者福祉センター	
		2 障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	
		3 地域活動支援センター	
		4 福祉ホーム	
		5 障害者の生活介護を行う施設	
		6 障害者の短期入所を行う施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	
		7 障害者の自立訓練を行う施設	
		8 障害者の就労移行支援を行う施設	
		9 障害者の就労継続支援を行う施設	
		10 障害者の共同生活援助を行う施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	
	定 義	(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の2の2）
	2 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。（老人福祉法第20条の6）		
	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の7）		

	<p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2)</p> <p>5 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数未満であるものをいう。(老人福祉法第29条)</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(その養護者を含む。)等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。(老人福祉法第5条の2第3項)</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、次のいずれにも該当するもの以外のものをいう。(老人福祉法第5条の2第5項)</p> <p>(1) 複数の要介護状態区分3以上の者を施設に宿泊させるサービスを提供すること。</p> <p>(2) (1)の状況が1ヵ月に5日以上であること。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(6項イ及び6項ロ(1)に掲げるものを除く。)をいう。</p>
(2)	<p>更生施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第38条第3項)</p>
(3)	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第36条)</p> <p>2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第39条)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設をいう。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)</p> <p>4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第41条)</p> <p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせ</p>

	<p>て、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 44 条)</p> <p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 44 条の 2)</p> <p>7 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定子ども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。(児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項)</p> <p>8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。(児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項)</p> <p>9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項ロに掲げるものを除く。)をいう。</p>
(4)	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 43 条)</p> <p>2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 43 条の 2)</p> <p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与するための施設をいう。(児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項)</p> <p>4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法第 1 条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。(児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項)</p>
(5)	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。(身体障害者福祉法第 31 条)</p> <p>2 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 B 型)を行う施設のうち、障害支援区分 4 以上の者が定員の 8 割以下のものをいう。(障害者総合支援法第 5 条第 11 項)</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第 5 条第 25 項)</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第 5 条第 26 項)</p> <p>5 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主として昼間において、</p>

	<p>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第7項)</p> <p>6 短期入所を行う施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が定員の8割以下のものをいう。(障害者総合支援法第5条第8項)</p> <p>7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。(障害者総合支援法第5条第12項)</p> <p>8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第13項)</p> <p>9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。(障害者総合支援法第5条第14項)</p> <p>10 共同生活援助を行う施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が定員の8割以下のものをいう。(障害者総合支援法第5条第17項)</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、専用駐車場	密接な関係を有する部分
補足事項	(6) 項口参照		

(6)項ニ	<b>幼稚園又は特別支援学校</b>		
定義	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。(学校教育法第22条)</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。(学校教育法第72条)</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場	密接な関係を有する部分 音楽教室、学習塾
補足事項	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。		

(7)項	<b>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</b>		
定義	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第29条)</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を目的とする学校をいう。(学校教育法第45条)</p>		

	<p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第 49 条の 2)</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第 50 条)</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第 63 条)</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。(学校教育法第 115 条)</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。(学校教育法第 83 条)</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。(学校教育法第 124 条)</p> <p>9 各種学校とは、前 1 から 8 までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。(学校教育法第 134 条)</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	密接な関係を有する部分 学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及び P T A 事務室
該当用途例	消防学校、警察学校、自衛隊学校、海上保安学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、コンピューター学校、経理学校、外語学校、料理学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、進学予備校、職業訓練所、自動車学校		
補足事項	<p>1 学校教育法に規定する学校以外のもので、上記にある該当用途例以外のものは、その実態に応じ(15) 項として取り扱うことができる。(学習塾、公文式、そろばん塾、料理教室等)</p> <p>2 同一敷地内において、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館等は学校に含まれる。ただし、舞台及び客席を有する施設で、学校教育に利用するのみならず、一般の公演、集会等にも常態として利用されるものは、その実態に応じ、学校の他の施設と分離して項判定を行う。</p> <p>3 同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。</p>		

<b>(8)項</b>	<b>図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</b>		
定義	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮のもとに一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)で定める博物館又は図書館法(昭和 26 年法律第 118 号)で定める図書館以外のもので図書館、博物館と同等のものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	密接な関係を有する部分
該当用途例	文学館、科学館、郷土館、記念館、画廊(物品販売を伴うものを除く。)		

(9)項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの		
定義	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第58号）第2条第2号に規定する「その他の公衆浴場」のうち、次に掲げるものをいう。 (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの (2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの (3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室、浴室、休憩室、 体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、 託児室	密接な関係を有する部分
該当用途例	サウナ浴場、ソープランド、岩盤浴、スーパー銭湯		
補足事項	1 本項の防火対象物は、公衆浴場のうちいわゆる特殊浴場と呼ばれるものであること。 2 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。		

(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
定義	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室、浴室、休憩室、 クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	密接な関係を有する部分 有料洗濯室
該当用途例	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、潮湯、温湯、温泉		
補足事項	1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。		

(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)		
定義	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶若しくは航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	密接な関係を有する部分 理容室、両替所
補足事項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場であり、旅客の乗降又は待合の用に供するものに限定されるため、貨物駅、貨物船埠頭等は本項に該当しない。		

(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
定義	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	本堂、拜殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	密接な関係を有する部分 宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室

補足事項	1 結婚式の披露宴会場で独立性の高いものは、本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は規模、形態に関わりなく、本項に該当する。 3 庫裡は本項に該当する。 4 同一敷地内の納骨堂は、本項に該当する。
------	---

<b>(12)項イ</b>	<b>工場又は作業場</b>		
定義	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
該当用途例	宅配専門ピザ、給食センター（学校と敷地を異にするもの）		
補足事項	1 運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については(14)項として取り扱う。 2 同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。		

<b>(12)項ロ</b>	<b>映画スタジオ又はテレビスタジオ</b>		
定義	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
補足事項	客席、ホールで興業場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。		

<b>(13)項イ</b>	<b>自動車車庫又は駐車場</b>		
定義	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に駐車させる（貨物の積卸しのための停止で5分を超えないもの及び人の乗降のための停止を除く。）施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
補足事項	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおりである。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は0.125リットル、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット、その他のものにあっては0.60キロワット以下		

(13)項口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
定義	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場	密接な関係を有する部分
補足事項	単なる格納だけでなく、運航上必要最小限度の整備のための作業施設を付設することが多いが、一般的には全体が本項に該当する。		

(14)項	倉庫		
定義	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、展示場	密接な関係を有する部分
補足事項	1 個人の住宅に付属する物置等で個人の私生活の用に供されるものは、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないものであること。 2 農家の農作物、農機具等の収納舎は令別表第1に掲げる防火対象物に該当しないものであること。		

(15)項	前各号に該当しない事業場		
定義	その他の事業所とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、営利的事業所であると非営利的事業所であることを問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。		
主従関係① 事務所 金融機関 官公署 研究所	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室	密接な関係を有する部分 展示室、展望施設
	1 会議室、ホールは規模形態(固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。)を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する(以下、本項において同じ。) 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。		
主従関係② 新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶店、談話室、ロビー、診療所、図書室、専用駐車所場	旅行案内室、法律・健康等の相談室
主従関係③ 研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場	
	研修のための宿泊室は(5)項口の用途に供するものとして取り扱う。		
主従関係④ 観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室
	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するものは、本項に該当する。		
該当用途例	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店(取次店に限る。)、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コインランドリー、コイン洗車場、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場(観覧場のないもの)、ミニゴルフ場、車検場、整骨院、フィットネスクラブ、エステサロン		

補足事項	<p>1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。</p> <p>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</p> <p>4 宿泊又は飲食を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。</p> <p>5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。</p> <p>6 薬剤以外の商品を陳列及び販売しない調剤薬局は、本項に該当するものであること。</p>
------	--

(16)項イ	<b>複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの</b>
定義	複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び(16の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。

(16)項ロ	<b>(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物</b>
定義	複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び(16の2)項を除く。）の用途を含まないものをいう。

(16の2)項	<b>地下街</b>
定義	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
補足事項	<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。</p> <p>4 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が本項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、本項に掲げる防火対象物の部分とみなす。</p>

(16の3)項	<b>準地下街</b>
定義	準地下街とは、建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	<p>準地下街の範囲は、次のとおりとすること。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とする。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まれないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まれないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。</p> <p>6 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が本項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</p>

(17)項	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
定 義	本項の防火対象物は、文化財保護法に基づくもの及び同法第 182 条第 2 項に基づく地方公共団体が定める文化財保護条例（福岡県文化財保護条例・昭和 30 年福岡県条例第 25 号、北九州市文化財保護条例・昭和 45 年北九州市条例第 32 号）によって指定された建造物をいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産で、わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして、文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもので、文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。</li> <li>6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。</li> <li>7 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が本項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</li> </ol>

(18)項	延長 50m 以上のアーケード
定 義	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</li> <li>2 延長は、屋根の中心線に沿って測定するものであること。</li> </ol>

(19)項	市町村長の指定する山林
定 義	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。

(20)項	総務省令で定める舟車
定 義	規則第 5 条第 10 項で定義する舟車をいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</li> <li>(2) 係船中の船舶</li> <li>(3) 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶</li> </ol> </li> <li>2 船舶安全法第 32 条によって同法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 20 トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から 20 海里（昭和 55 年 4 月 1 日から 12 海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号））</li> <li>3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</li> <li>4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</li> <li>5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</li> <li>6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条で定める消火器を設</li> </ol>

	<p>けなければならないものは、すべての車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危政令別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を輸送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除き、同条第 2 項に定める IP-1 型輸送物、IP-2 型輸送物及び IP-3 型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員 11 人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）</p>
--	---